電波法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和元年十一月十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百六十一号

電波法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令

内閣は、電波法の一部を改正する法律（令和元年法律第六号）の一部の施行に伴い、この政令を制定する。

（電波法施行令の一部改正）

第一条　電波法施行令（平成十三年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第十二条中「第百三条の二第十四項の」を「第百三条の二第十四項本文の」に改める。

（電波法関係手数料令の一部改正）

第二条　電波法関係手数料令（昭和三十三年政令第三百七号）の一部を次のように改正する。

第一条第三項及び第四項中「第四条第一項第二号」を「第四条第二号」に改め、同条第五項中「電鍵（けん）開閉操作」を「電鍵開閉操作」に改める。

（登録免許税法施行令の一部改正）

第三条　登録免許税法施行令（昭和四十二年政令第百四十六号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第五号中「第五条第二項第一号」を「第四条の二第二項（次章に定める技術基準に相当する技術基準に適合している無線設備に係る特例）に、「無線局を」を「実験等無線局を」に、「空中線電力。次項」を「空中線電力。同項」に改める。

（特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律施行令の一部改正）

第四条　特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律施行令（平成十三年政令第三百五十五号）の一部を次のように改正する。

第九条の表第四条第一項第二号の項中「第四条第一項第二号」を「第四条第二号」に改める。

附　則

この政令は、電波法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和元年十一月二十日）から施行する。

総務大臣　高市　早苗

内閣総理大臣　安倍　晋三

電波法関係手数料令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和元年十一月十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百六十二号

電波法関係手数料令の一部を改正する政令

内閣は、電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第百三条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

電波法関係手数料令（昭和三十三年政令第三百七号）の一部を次のように改正する。

第十二条中「一六、九〇〇円」を「二一、五〇〇円」に改める。

第十三条の表一の項中「一八、八〇〇」を「二一、二〇〇」に改め、同表二の項中「一六、七〇〇」を「一八、八〇〇」に改め、同表三の項中「一三、一〇〇」を「一三、六〇〇」に改め、同表四の項中「一五、四〇〇」を「一七、四〇〇」に改め、同表五の項中「一三、六〇〇」を「一五、三〇〇」に改め、同表六の項中「八、八〇〇」を「九、六〇〇」に改め、同表七の項中「七、〇〇〇」を「七、四〇〇」に改め、同表八の項中「六、五〇〇」を「七、五〇〇」に改め、同表九の項から十一の項までの規定中「五、一〇〇」を「五、六〇〇」に改め、同表十二の項中「九、〇〇〇」を「九、三〇〇」に改め、同表十三の項中「五、四〇〇」を「六、四〇〇」に改め、同表十四の項中「一三、九〇〇」を「一六、五〇〇」に改め、同表十五の項中「一一、八〇〇」を「一三、七〇〇」に改め、同表十六の項中「五、三〇〇」を「六、三〇〇」に改め、同表十七の項及び十八の項中「五、一〇〇」を「五、六〇〇」に改め、同表十九の項中「四、五〇〇」を「五、五〇〇」に改め、同表二十の項中「八、九〇〇」を「九、六〇〇」に改め、同表二十一の項中「七、四〇〇」を「七、八〇〇」に改め、同表二十二の項中「五、二〇〇」を「五、四〇〇」に改め、同表二十三の項中「四、九五〇」を「五、一〇〇」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和二年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この政令の施行前に受験の申請の受付が開始された無線従事者国家試験を受ける者が納めなければならない手数料については、なお従前の例による。

総務大臣　高市　早苗

内閣総理大臣　安倍　晋三

シナイ半島国際平和協力隊の設置等に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和元年十一月十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百六十三号

シナイ半島国際平和協力隊の設置等に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号）第五条第八項の規定に基づき、この政令を制定する。

シナイ半島国際平和協力隊の設置等に関する政令（平成三十一年政令第百四十八号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「平成三十一年十一月三十日」を「令和二年十一月三十日」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三

外務大臣　茂木　敏充